

新潟県燃油高騰緊急対策協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書
施設園芸セーフティネット構築事業細則

(趣旨)

第1条 この細則は新潟県燃油高騰緊急対策協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）第25条に基づき、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）に係る業務の方法についての細部の事項について定める。

(積立契約の解約等)

第2条 業務方法書第15条第1項ア又はイに規定する解約の申し出は、別紙様式第1号の積立契約解約申出書によるものとする。

2 業務方法書第15条第4項に規定する解約手数料は、積立金を返還する際の振込手数料等、実費相当額とする。ただし、同条第1項ウ及びオの事由に該当する場合は、これに新潟県燃油高騰緊急対策協議会（以下「協議会」という。）が蒙った被害額を加算した額とする。

3 加入者（業務方法書第14条第1項に定める加入者をいう。以下同じ。）の事業参加者の一部が業務方法書第15条第1項アからオに該当することとなった場合は、業務方法書第15条第1項に準じて取り扱うことができるものとし、協議会は、加入者からの申し出により当該加入者との積立契約の一部を解約するとともに、当該加入者のうち、一部解約に係る事業参加者の燃油補填積立金の一部解約時の残額を算出した上でこれを取り崩し、当該加入者に返還するものとする。この場合の一部解約の申し出は、本条第1項に準ずるものとする。

4 協議会は、第1項及び第2項により積立契約の全部を解約した場合は別紙様式第2-1号により、また、前項により積立契約の一部を解約した場合は別紙様式第2-2号により、当該加入者宛て通知するものとする。

(補填積立金の納入)

第3条 業務方法書第16条第1項に規定する燃油補填積立金は、業務方法書第14条第1項に定める算式に、同条第2項の規定により設定した燃油購入数量を当てはめて事業参加者ごとに算出し100円未満を切り捨てた額を、加入者全体で合計した額とし、燃油補填積立金の納入は、同条第2項の規定により設定した納入期限までに、協議会が指定する口座へ振り込みにより行うものとする。

2 協議会は、燃油補填積立金が納入された場合には、当該燃油補填積立金を納入した加入者に対して別紙様式第3号の積立金納入通知兼積立金残高証明書を送付するものとする。

3 加入者に前事業年度の燃油補填金積立金残額がある場合には、業務方法書第16条第1項の必要額の原資の全部又は一部とすることができるものとする。

4 前項にあつて、前事業年度の燃油補填金積立金残額が業務方法書第16条第1項の必要額を上回る場合にあつては、当該加入者に対して残額と必要額との差額

を返還するものとし、別紙様式 3-1 号の施設園芸用燃油価格補填金積立金残高一部返還通知を送付するものとする。

(積立契約の契約期間満了時の取扱い)

第 4 条 業務方法書第 17 条に規定する積立契約の期間満了時の精算は、積立契約の契約期間の最終月に係る業務方法書第 18 条の補填金の交付が終了した後に、当該加入者の燃油補填積立金の残高を精算するものとする。

2 一の加入者に契約期間の終期が異なる事業参加者が含まれる場合は、当該事業参加者の積立契約の満了時をもってその属する加入者の契約期間が一部満了したものとして取扱い、前項に準じて当該事業参加者に係る燃油補填積立金の残高を精算するものとする。

3 協議会は、第 1 項により積立契約の期間が満了した場合は別紙様式第 4-1 により、また、前項により積立契約の期間が一部満了した場合は別紙様式 4-2 により、当該加入者宛て通知するものとする。

(補填金の交付)

第 5 条 業務方法書第 18 条に規定する補填金の交付は、加入者から指定のあった銀行等の口座に協議会から送金することとする。

2 前項の交付は、別紙様式第 5 号の補填金交付通知兼残高証明書を協議会から加入者へ送付することにより通知する。

(補填金の交付額)

第 6 条 業務方法書第 19 条に規定する交付額は、加入者の燃油補填積立金の払戻分及び協議会の対策資金からの助成金についてそれぞれ 1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補填金の不交付等の通知)

第 7 条 業務方法書第 20 条に規定する不交付等は、第 5 条第 2 項に規定する別紙様式第 5 号を不交付等に準用して通知するものとする。

(積立契約の変更の届出)

第 8 条 業務方法書第 22 条に規定する届出は、別紙様式第 6 号の積立契約変更届出書によるものとする。

(業務方法書第 17 条に係る特例措置)

第 9 条 施設園芸等燃油価格高騰対策に係る施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2900 号農林水産事務次官通知)、施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2901 号農林水産事務次官通知)及び施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2902 号農林水産省生産局長通知)並びに一般社団

法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領(平成 25 年 3 月 13 日付け日施園第 98 号)の改正が 4 月以降となった場合にあっては、施設園芸セーフティネット構築事業において契約期間が 4 月末までとなる契約をした支援対象者であって、引き続き翌事業年度に継続して契約することを希望し、農家積立金の返還を求めない支援対象者は、別紙様式 4-3 の届出により、業務方法書第 17 条の規定に拘わらず、施設園芸セーフティネット構築事業農家積立金を返還しないことができることとする。

附則 この内規は、平成 25 年 7 月 2 日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成 26 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 改正前の第 8 条の規定に基づく事業の実施については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この改正は、平成 27 年 3 月 13 日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。
- 2 改正前の燃油価格高騰緊急対策業務方法書に基づく事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 24 日から施行し、平成 30 年 5 月 1 日より適用する。
- 2 改正前の燃油価格高騰緊急対策業務方法書に基づく事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 24 日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和元年 5 月 15 日から施行し、令和元年 5 月 1 日より適用する。

附則

- 1 この改正は、令和2年3月19日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和3年2月26日から施行する。

別紙様式第1号（細則第2条関係）

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約解約（一部解約）申出書

令和 年 月 日

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

貴協議会と契約している施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、令和〇年〇月〇日をもって契約を解約（一部解約）することとしましたので、その旨申し上げます。

<解約の理由>

なお、一部解約に該当する当組織の構成員は以下のとおりです。

一部解約に係る構成員

番号	フリガナ 氏名	住 所	燃油補填積立金 残高（円）
積立金残高合計			

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

別紙様式第2-1号（細則第2条関係）

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約解約通知

令和 年 月 日

（加入者組織代表者） 殿

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会
住 所
名称及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付けで解除の申出があった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、令和〇年〇月〇日をもって契約を解約したことを通知します。

ついては、燃油補填積立金残高〇〇〇〇円（と、解約手数料〇〇円、・・・により協議会が蒙った被害額〇〇〇円との差額の〇〇〇円）について、別途返還します。

記

- 契約管理番号 _____
- 契約解約年月日 令和 年 月 日
- 燃油補填積立金残高 _____ 円
- 返還額 _____ 円

別紙様式第2-2号（細則第2条関係）

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約一部解約通知
兼契約変更通知

令和 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会
住 所
名称及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付けで一部解約の申出があった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、令和〇年〇月〇日をもって当該契約の一部を解約し、契約の変更をしたことを通知します。

については、燃油補填積立金残高〇〇〇〇円のうち一部解約に係る金額〇〇〇円（と、解約手数料〇〇円との差額の〇〇〇円）について、別途返還します。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 （自）令和（平成） 年 月 日 （至）令和 年 月 日

➤ 対象となる燃油購入数量（変更後）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.5 円/リットル	リットル
	灯油	13.2 円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.9 円/リットル	リットル
	灯油	26.4 円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	41.6 円/リットル	リットル
	灯油	44.0 円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金残高（一部解約前） _____ 円

➤ 一部解約に係る返還額 _____ 円

➤ 燃油補填積立金残高（変更後） _____ 円

変更後の、対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第2-2に添付)

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (変更後)

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____
 2 参加構成員数 名
 3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額 (円) ※
					○事業年度 (○年 月～○年 月分)	○事業年度 (○年 月～○年 月分)
合 計			115%	A重油 (12.5 円/リットル)		
				灯油 (13.2 円/リットル)		
			130%	A重油 (24.9 円/リットル)		
				灯油 (26.4 円/リットル)		
			150%	A重油 (41.6 円/リットル)		
				灯油 (44.0 円/リットル)		

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。

別紙様式第3号（細則第3条第2項関係）

施設園芸用燃油価格差補填金積立金納入通知兼積立金残高証明書

令和 年 月 日

（加入者組織代表者） 殿

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会
住 所
名称及び代表者の氏名

積立契約に基づき、積立金が納入されましたので、通知するとともに、積立金の残高証明とします。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 （自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.5 円/リットル	リットル
	灯油	13.2 円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.9 円/リットル	リットル
	灯油	26.4 円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	41.6 円/リットル	リットル
	灯油	44.0 円/リットル	リットル

➤ 積立予定金額 _____ 円
➤ 納入必要額 _____ 円
➤ 入金額 _____ 円
➤ 積立金残高 _____ 円

参加構成員ごとの内訳は、積立契約完了通知別紙のとおり。

施設園芸用燃油価格差補填金積立金一部返還通知

令和 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会
住 所
名称及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知により令和〇〇事業年度燃油価格補填金積立金額、前年度積立金残高及び令和 事業年度納付必要額を通知したところですが、前事業年度積立金残高の一部（全部）について令和 事業年度燃油補填金積立金額を上回っていることから、前事業年度積立金残高のうち 事業年度燃油補填金積立額との差額〇〇〇〇円について、別途返還することとしたので通知します。

記

- 契約管理番号 _____
- 契約期間 （自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日
- 前事業年度燃油補填積立金残高 _____ 円
- 事業年度補填金積立金を上回ったことによる返還額 _____ 円（※）
- 燃油補填積立金残高（返還後） _____ 円

（※）本通知により積立金残高の一部を返還するする構成員内訳

番号	フリガナ 氏 名	住 所	返還額（円）
返還額 合 計			

- （注） 1. 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
2. 積立金の増額をする参加構成員がいる場合には、表の返還額合計欄の額は、上記「事業年度補填金積立額を上回ったことによる返還額」の額とは一致しないので注意が必要。

積立金一部返還後の契約対象の燃油補填積立額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第3-1号に添付)

別紙

一部返還後の燃油補填積立金残高の内訳

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 _____ 名

3 参加構成員ごとの内訳 (令和○年○月○日現在)

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	前事業年度燃油 補填 積立金残高 (円) (A)	令和○○事業 年度燃油補填 金積立金額 (B)	返還金 (A) - (B)
合 計			115%	A重油 (12.5円/ℓ)			
				灯油 (13.2円/ℓ)			
			130%	A重油 (24.9円/ℓ)			
				灯油 (26.4円/ℓ)			
			150%	A重油 (41.6円/ℓ)			
				灯油 (44.0円/ℓ)			

- (注) 1. 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
2. 積立金の一部返還前の参加構成員全員を記載し、「前事業年度燃油補填積立金残高」(A)欄の合計額は、別紙様式第3-1号の「前事業年度燃油補填積立金残高」の額と一致し、「令和○○事業年度燃油補填金積立金額」(B)欄の合計額は、別紙様式第3-1号の「燃油補填積立金残高(返還後)」の額と一致する。
3. 一部返還する参加構成員の返還額合計は別紙様式第3-1号の返還額と一致する。
4. 参加構成員が積立金を増額した場合には、「返還金」(A) - (B)欄に「△」で表示する。
5. 「返還金」の合計額は、別紙様式第3-1号の「事業年度補填金積立金を上回ったことによる返還額」の額と一致する。

別紙様式第4-1号（細則第4条第3項関係）

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約期間満了通知

令和 年 月 日

（加入者組織代表者） 殿

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会
住 所
名称及び代表者の氏名

令和（平成）〇年〇月〇日をもって、施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の契約期間が満了したことを通知します。

ついては、当該燃油補填積立金残高〇〇〇〇円について、別途返還します。

記

- 契約管理番号 _____
- 契約期間満了年月日 令和（平成） 年 月 日
- 燃油補填積立金残高 _____ 円
- 返還額 _____ 円

契約期間満了に係る燃油補填積立金残高の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第4-1号に添付)
別紙

燃油補填積立金残高の内訳 (契約期間満了)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳 (令和○年○月○日現在)

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	燃油補填積立金残高 =返還額 (円)
合 計			115%	A重油 (12.5 円/リットル)	
				灯油 (13.2 円/リットル)	
			130%	A重油 (24.9 円/リットル)	
				灯油 (26.4 円/リットル)	
			150%	A重油 (41.6 円/リットル)	
				灯油 (44.0 円/リットル)	

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

別紙様式第4-2号（細則第4条第3項関係）

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約期間一部満了通知

令和 年 月 日

（加入者組織代表者） 殿

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会
住 所
名称及び代表者の氏名

令和（平成）〇年〇月〇日をもって、施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の一部について契約期間が満了したことを通知します。

ついては、当該一部契約期間満了に係る燃油補填積立金残高〇〇〇〇円について、別途返還します。

記

- 契約管理番号 _____
- 契約期間 （自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日
うち一部契約期間満了年月日：令和 年 月 日
- 燃油補填積立金残高（一部契約期間満了前） _____ 円
- 一部契約期間満了に係る返還額 _____ 円（※）
- 燃油補填積立金残高（返還後） _____ 円

（※）本通知により契約期間が満了する構成員内訳

番号	フリガナ 氏名	住 所	燃油補填積立金残高 =返還額（円）
積立金残高＝返還額 合 計			

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

契約期間一部満了後の、契約対象の燃油補填積立金残高の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第4-2号に添付)
別紙

燃油補填積立金残高の内訳 (契約期間一部満了後)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳 (令和○年○月○日現在)

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	燃油補填積立金残高 (円)
合 計			115%	A重油 (12.5 円/リットル)	
				灯油 (13.2 円/リットル)	
			130%	A重油 (24.9 円/リットル)	
				灯油 (26.4 円/リットル)	
			150%	A重油 (41.6 円/リットル)	
				灯油 (44.0 円/リットル)	

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする

別紙様式第5号（細則第5条第2項関係）

施設園芸用燃油価格差補填金交付通知（令和〇年〇月分）
兼残高証明書

令和 年 月 日

（加入者組織代表者） 殿

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会
住 所
名称及び代表者の氏名

令和〇年〇月について、施設園芸セーフティネット構築事業の発動があり、下記のとおり施設園芸用燃油価格差補填金を交付したので通知するとともに、積立金の残高証明とします。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 発動基準率、補填金単価等 令和〇年〇月分

油種	全国平均価格	発動基準価格	補填金単価	補填対象の燃油数量	備考
A重油	円/リットル	円/リットル	円/リットル	リットル	
灯油	円/リットル	円/リットル	円/リットル	リットル	

(注) 「補填金単価」は「全国平均価格」と「発動基準価格」の差額。

補助対象の燃油数量は、原則として当該月の燃油購入数量の70%とする。ただし、気温による特別な設定を申し出、事業主体から認められている場合には80%、90%又は100%とすることができる。

また、当該月の全国平均価格が前事業年度の加温期間における全国平均価格の111%以上又は前々事業年度の同期同価格の122%若しくは前々々事業年度の同期同価格の133%以上のいずれかに該当する場合には燃油購入数量の100%とする。

➤ 対象となる燃油購入実績

油種	コース	補填金単価	燃油購入実績	備考
A重油	115%	円/リットル	リットル	
	130%		リットル	
	150%		リットル	
灯油	115%	円/リットル	リットル	
	130%		リットル	
	150%		リットル	

- 燃油補填積立金額 _____ 円
- 補填金交付額（農家積立分） _____ 円（国費分） _____ 円
- 積立金残高 _____ 円

参加構成員ごとの内訳は別紙のとおり

(別紙様式第5号に添付)

別紙

施設園芸用燃油価格差補填金交付の内訳 (令和〇年〇月分)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 _____ 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢	油種 ・A重油 ・灯油	燃油購入実績 (リットル)	積立金額 (交付前残高)	補填金交付額 (農家積立分)※	積立金残高	備考
			・115% ・130% ・150%			A (円)	B (円)	(A-B) (円)	
合計			115%	A重油					
				灯油					
			130%	A重油					
				灯油					
			150%	A重油					
灯油									
			金額計						

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入実績 (リットル) × 補填金単価 (円/リットル) × 補てん金割合 × 1/2」で算出する (1円未満は切り捨て)。

別紙様式第6号（細則第8条関係）

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約変更届出書

令和 年 月 日

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容につき、下記のとおり変更となりましたので届出ます。

記

1 変更年月日 令和〇年〇月〇日

2 変更事項

変更項目	変更前	変更後	備考

3 変更事由

--